

別紙2

大田区一般廃棄物処理基本計画  
中間見直し報告書  
(素案)

令和3年3月  
大 田 区

## 目次

第1章 中間見直しの趣旨・位置づけ .....	1
1 中間見直しの背景 .....	1
2 中間見直しの位置づけ .....	3
3 計画期間 .....	5
第2章 現状と課題 .....	6
1 地域特性からの課題 .....	6
2 清掃事業の課題 .....	10
第3章 基本理念・基本方針 .....	16
1 基本理念 .....	16
2 基本方針 .....	16
第4章 計画指標と目標値 .....	18
1 現行計画の数値目標の達成状況 .....	18
2 計画指標 .....	19
3 数値目標 .....	20
4 ごみ・資源量の将来推計 .....	21
5 PDCAサイクルによる進捗管理 .....	23
6 区民・事業者行動計画 .....	24
第5章 重点施策 .....	28
1 食品ロスの削減 .....	28
2 プラスチックごみの削減 .....	34
第6章 具体的な施策 .....	38
1 3Rの推進 .....	39
2 適正処理の推進 .....	45
3 協働の推進 .....	49
第7章 生活排水処理基本計画 .....	51
1 現状 .....	51
2 基本方針 .....	52
3 施策 .....	52

# 第1章 中間見直しの趣旨・位置づけ

## 1 中間見直しの背景

大田区では、平成 28 年 3 月に策定した「大田区一般廃棄物処理基本計画」（以下、「現行計画」といいます。）に基づいて、ごみのない持続可能な循環型社会の形成のためにさまざまな施策を実施してきました。その結果、区内の家庭や小規模事業所などから排出された区収集ごみ量は、人口が増加しているにもかかわらず、平成 26 年度に 13 万 5 千 t であったのが、令和元年度には 13 万 3 千 t とほぼ横ばいで推移しています。

この間、地球規模の環境の危機など、循環型社会の形成をめぐる社会情勢は大きく変化しており、これに対応するため、国内外で新たな目標や計画が設定されています。見直しに際しては、世界的な社会情勢の変化や、それに伴う国・都の計画や法律の変化に対応することをふまえて検討を行いました。

### （1）国際的な動向

2015（平成 27）年 9 月の国連サミットで、2016（平成 28）年から 2030（令和 12）年までの国際目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。このうち食品ロスについては 2030（令和 12）年までに半減するという目標が掲げられています。

また、2016（平成 28）年 11 月発効された「パリ協定」（2020（令和 2）年以降の温室効果ガス排出削減のための新たな国際枠組み）において、我が国は温室効果ガスの排出量を、2030（令和 12）年度までに 2013（平成 25）年度の水準から 26%削減することが目標として定められています。

さらに、2019（令和元）年 6 月の G20 大阪サミットでは、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を 2050（令和 32）年までにゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されました。

### （2）国の動向

国においては、「第五次環境基本計画」（平成 30 年 4 月閣議決定）が策定され、自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地域等と地域資源を補完し支えあう考え方である「地域循環共生圏」を提唱しています。さらに、「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成 30 年 6 月閣議決定）では、①地域循環

共生圏形成による地域活性化②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環③適正処理の更なる推進と環境再生などを重要な方向性として掲げています。これらの取り組みの着実な実施にあたっては、多様な主体の参加によるパートナーシップが、今後より重要となってくるとしており、地方自治体や国民をはじめとする各主体に期待される役割を示しています。

また、世界的に問題とされている個別の品目に対応するため、水銀については「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」(平成 28 年 12 月施行)、食品ロスについては「食品ロスの削減の推進に関する法律」(令和元年 10 月施行)、プラスチックについては「プラスチック資源循環戦略」(令和元年 5 月施行)が策定されました。

### (3) 東京都の動向

東京都では、2016(平成 28)年 3 月に「東京都資源循環・廃棄物処理計画」を策定しました。これは、企業、関係団体、自治体等との連携を強化し、東京の活力を力強く維持・発展させていくため、東京都「持続可能な資源利用に向けた取組方針」(平成 27 年 3 月策定)を具体化するものです。

また、2050(令和 32)年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」に貢献する「ゼロエミッション東京」を実現することを宣言し、2019(令和元)年 12 月に具体的な取組・ロードマップをまとめた「ゼロエミッション東京戦略」を策定しました。

2020(令和 2)年には、新型コロナウイルスの感染拡大に起因するテレワークや外出自粛などの影響で、区収集ごみが増加し、持込ごみが減少するなどごみ量にも大きな影響が現れています。

以上のような、世界的な社会情勢の変化や、それに伴う国・都の計画や法律の変化に対応し、資源の有効利用や環境負荷の低減に向けた更なる取り組みを進めるため、現行計画の中間見直しを行いました。

図表 1-1 循環型社会を巡る国内外の動向

2015（平成27）	持続可能な開発目標（SDGs）	国際
	持続可能な資源利用に向けた取組方針	東京都
2016（平成28）	パリ協定	国際
	水銀による環境の汚染の防止に関する法律	日本
	東京都資源循環・廃棄物処理計画	東京都
2017（平成29）		
2018（平成30）	第五次環境基本計画	日本
	第四次循環型社会形成推進基本計画	日本
	ゼロエミッション東京戦略	東京都
2019（平成31）	大阪ブルー・オーシャン・ビジョン	国際
	プラスチック資源循環戦略	日本
	食品ロスの削減の推進に関する法律	日本

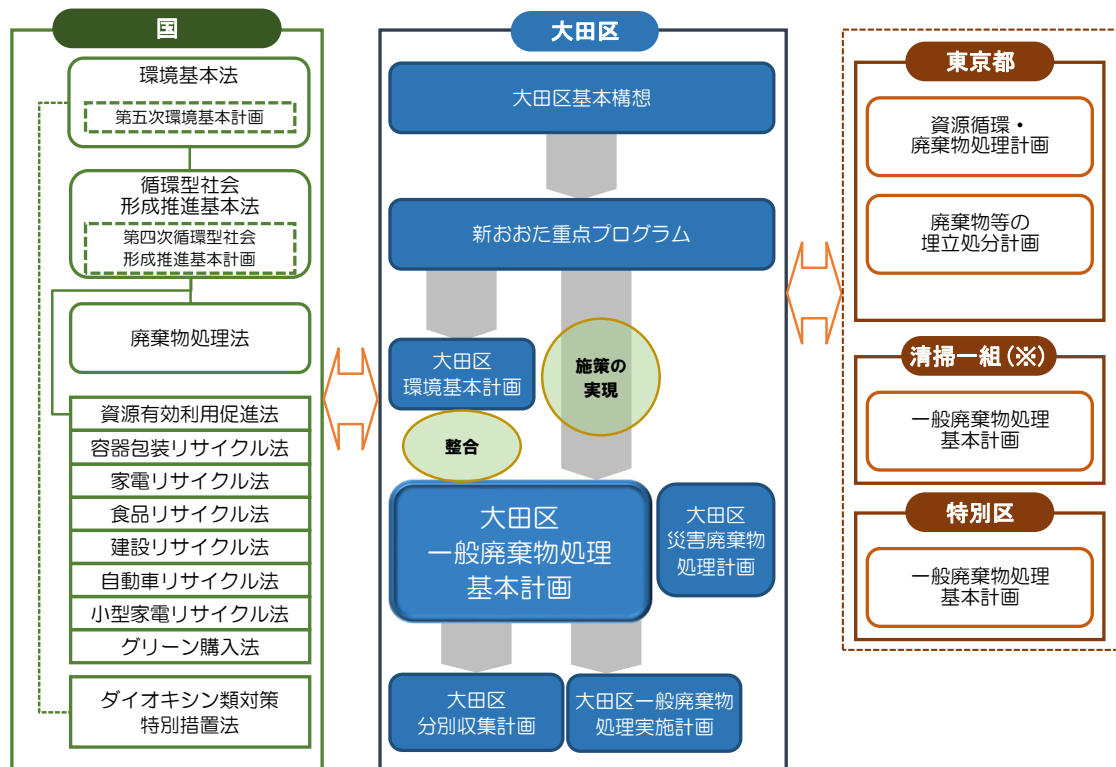
## 2 中間見直しの位置づけ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」といいます。）第6条第1項では、市区町村が一般廃棄物処理計画を定めることを義務づけており、本計画は同法施行規則第1条の3に定める基本計画に該当する法定計画です。国の「第五次環境基本計画」「第四次循環型社会形成推進基本計画」や廃棄物処理法を中心とした各種法規制、東京都における「東京都資源循環・廃棄物処理計画」などとの整合を図って策定しています。

新型コロナウイルスの感染拡大という未曾有の事態を受け、区は令和2年度中の策定を予定していた新基本計画の策定を延期するなど、感染拡大防止等の緊急対策を最優先として取り組んでいるところです。

大田区では、2020（令和2）年10月に「新おおた重点プログラム（令和2年度版）」を策定しました。見直しに際しては、「新おおた重点プログラム」に掲げる施策「持続可能な地球環境をみんなで守り未来へ引き継ぎます」につながる計画であることをふまえて検討を行いました。

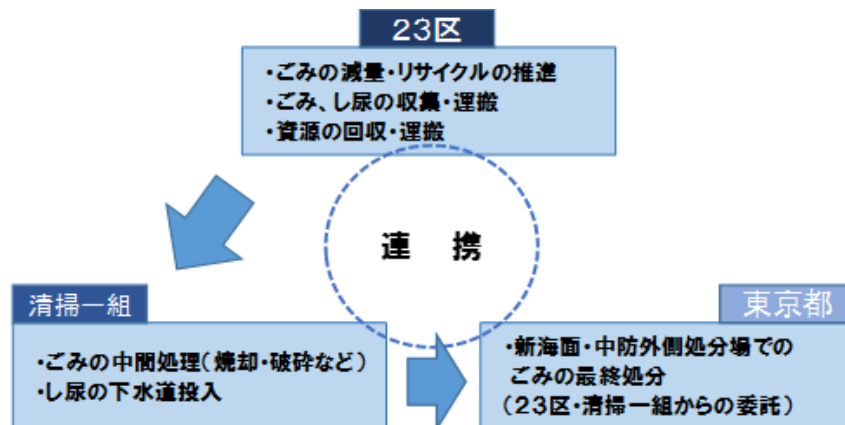
図表 1-2 本計画の位置づけ



※東京二十三区清掃一部事務組合（以下、「清掃一組」といいます。）とは、特別区がごみの中間処理（焼却や破砕）を行うために、共同で設置した特別地方公共団体で、清掃工場などの中間処理施設の運営・管理を行っています。

### 【コラム】 23 区・清掃一組・東京都の役割

23 区の清掃事業は、ごみ、し尿の収集・運搬を各区が、ごみの中間処理及びし尿の下水道投入を清掃一組が実施し、最終処分は東京都に委託して行われています。現在の新海面処分場は、東京港最後の最終処分場とされていますので、最終処分場を長く使うため、できる限りのごみの減量が必要です。



### 3 計画期間

平成28年3月策定の現行計画は、令和7年度までの10年間を計画期間としています。国の「ごみ処理基本計画策定指針」に基づき、本計画の5年目にあたる令和3年度において中間見直しを行いました。

図表 1-2 計画期間



## 第2章 現状と課題

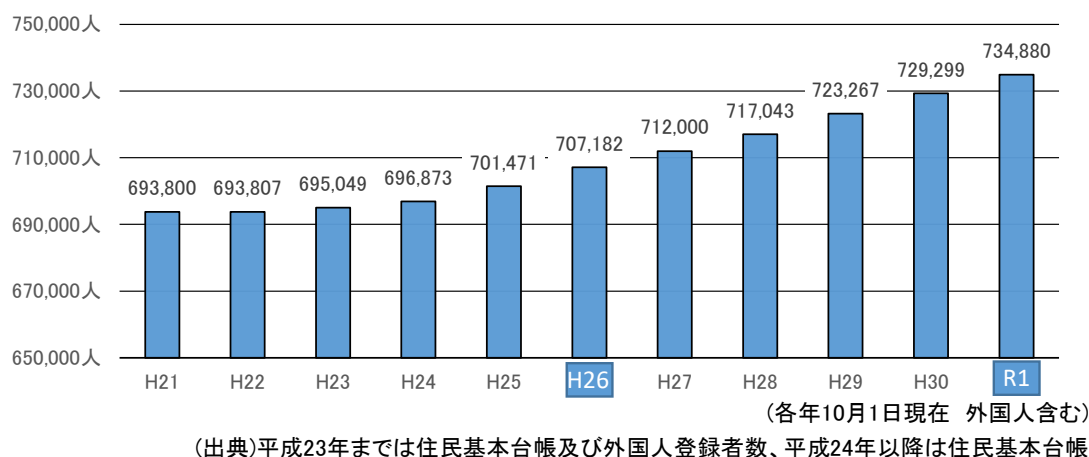
### 1 地域特性からの課題

現行計画では、平成26年度の数値を最新値としており、それをふまえて以下の考察を行いました。

#### (1) 人口

平成26年度の70.7万人から令和元年度の73.5万人へと、5年間で2.8万人増加しており、人口の増加に対応した収集体制の構築が必要です。

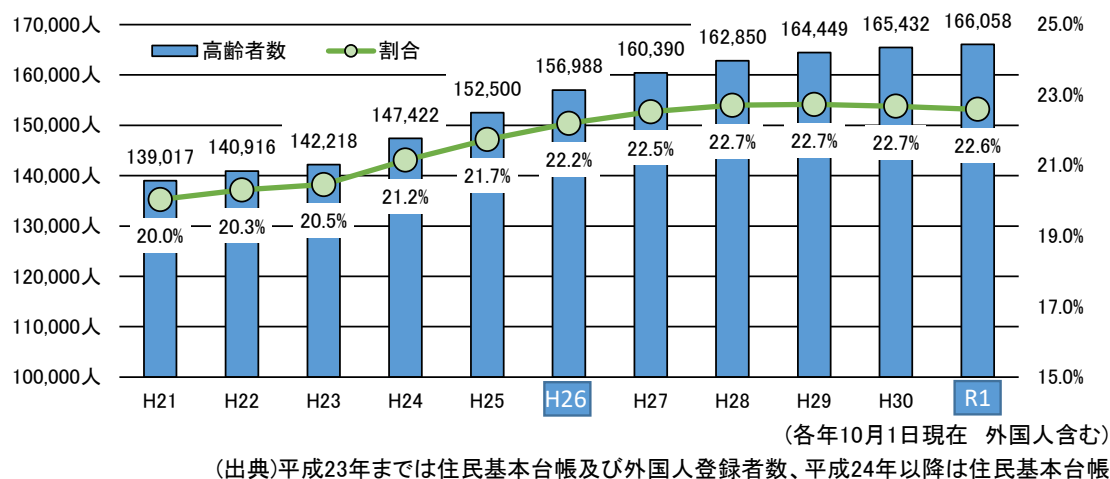
図表 2-1 人口の推移



#### (2) 高齢者人口

平成26年度の15.7万人から令和元年度の16.6万人へと、5年間で0.9万人増加しており、高齢者に配慮した収集の拡充が必要です。

図表 2-2 高齢者人口（65歳以上）の推移

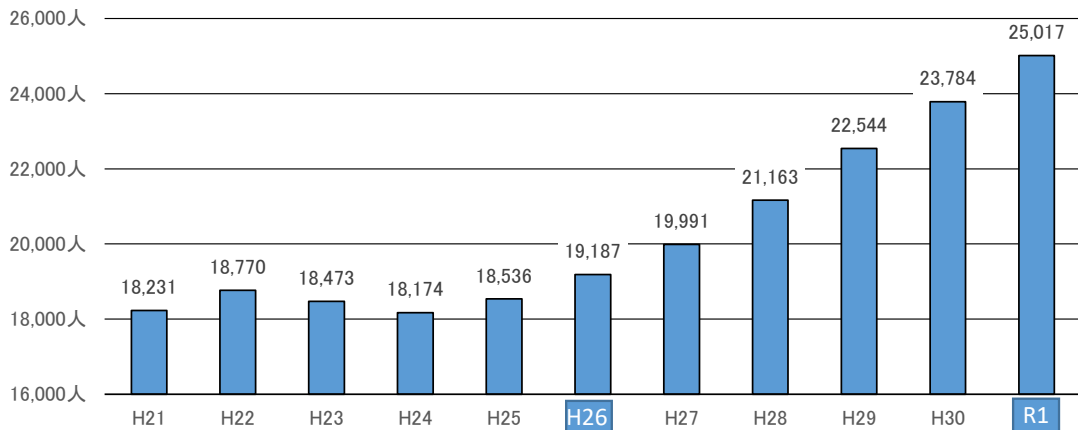




### (3) 外国人人口

平成 26 年度の 1.9 万人から令和元年度の 2.5 万人へと 0.6 万人増加しています。国や文化の違いによって資源・ごみに対する意識が異なるため、外国人に対して資源・ごみの排出ルールを伝達するための普及啓発施策が必要です。

図表 2-3 外国人人口の推移



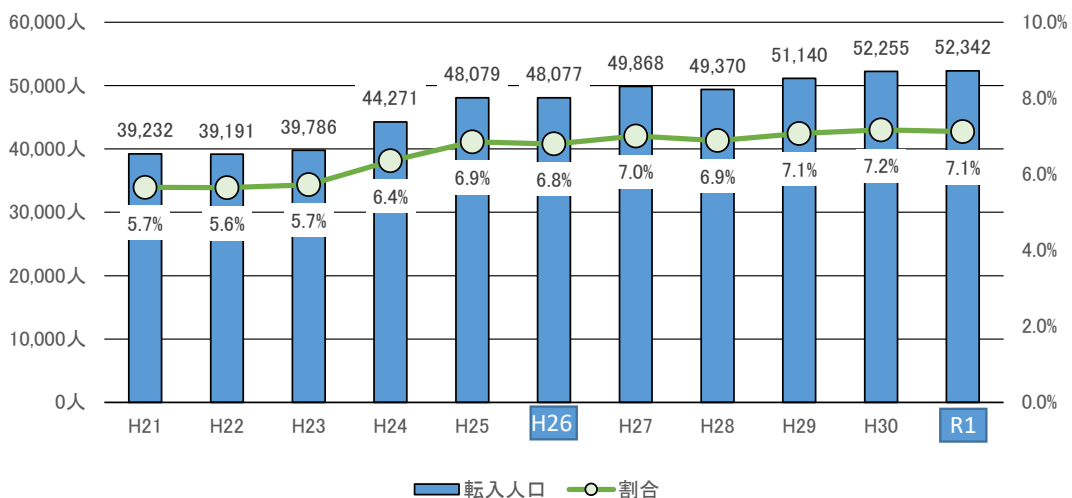
(各年10月1日現在)

(出典)平成23年までは外国人登録者数、平成24年以降は住民基本台帳

### (4) 転入者数

平成 26 年度からは毎年5万人（人口の約7%程度）で推移しています。各自治体によって資源・ごみの排出ルールが異なるため、転入者に対して資源・ごみの排出ルールを伝達するための普及啓発施策が必要です。

図表 2-4 転入者数の推移

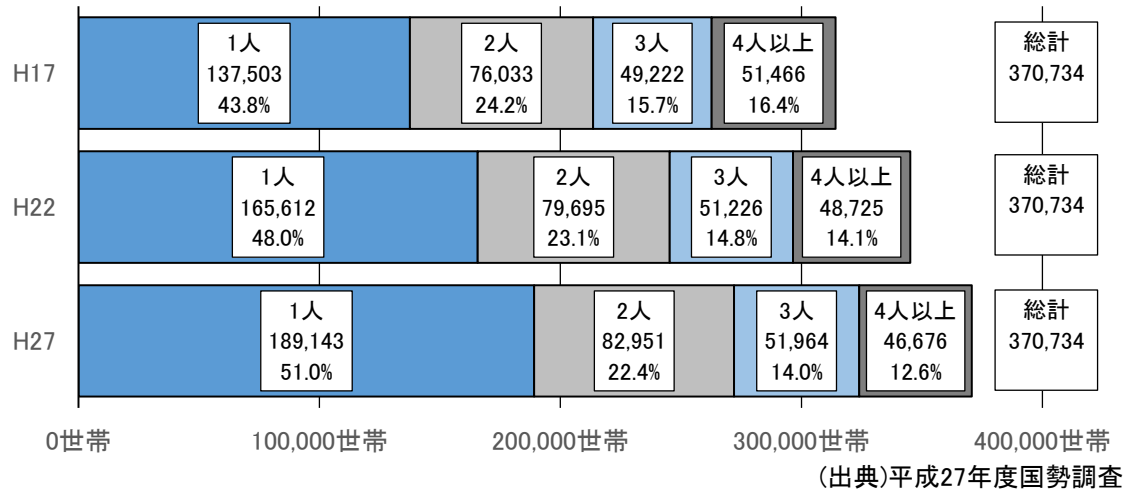


平成 28 年度までは 1 月 1 日時点の人口を基に算出。平成 29 年度より 4 月 1 日時点の人口を基に算出  
(出典)大田区政ファイル

## (5) 家族人数別の世帯数

世帯数は、平成 17 年度の 31.4 万世帯から平成 27 年度の 37.0 万世帯へと増加しています。特に、単身世帯は平成 17 年度の 13.7 万世帯から平成 27 年度の 18.9 万世帯へと増加が著しいことから、若年単身者に対する普及啓発施策や、高齢単身者に配慮した収集の拡充が必要です。

図表 2-5 家族人数別の世帯数の推移



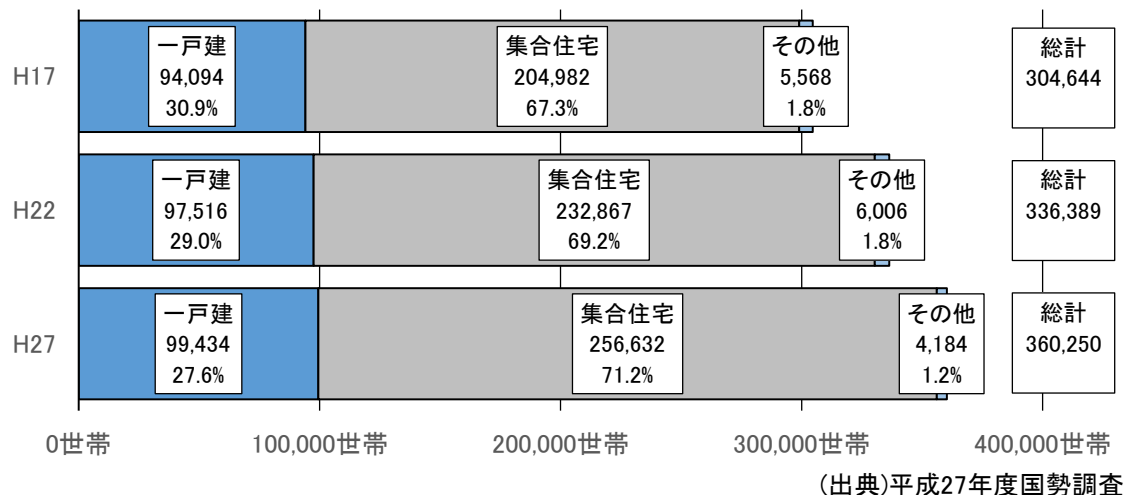
令和 2 年度の国勢調査の数値等が発表された段階で、改めて検証を行います。

## (6) 住居形態別の世帯数

住居形態別では、マンションやアパートなどの集合住宅が急増しています。管理人のいない集合住宅や自動貯留排出機(※)を導入している集合住宅など、住居形態に応じた収集体制の構築が必要です。

※自動貯留排出機とは、ごみ収集日までごみを貯留し、ごみ収集車へごみを積み替えるための装置で、大規模集合住宅などに設置されています。

図表 2-6 住居形態別の世帯数の推移

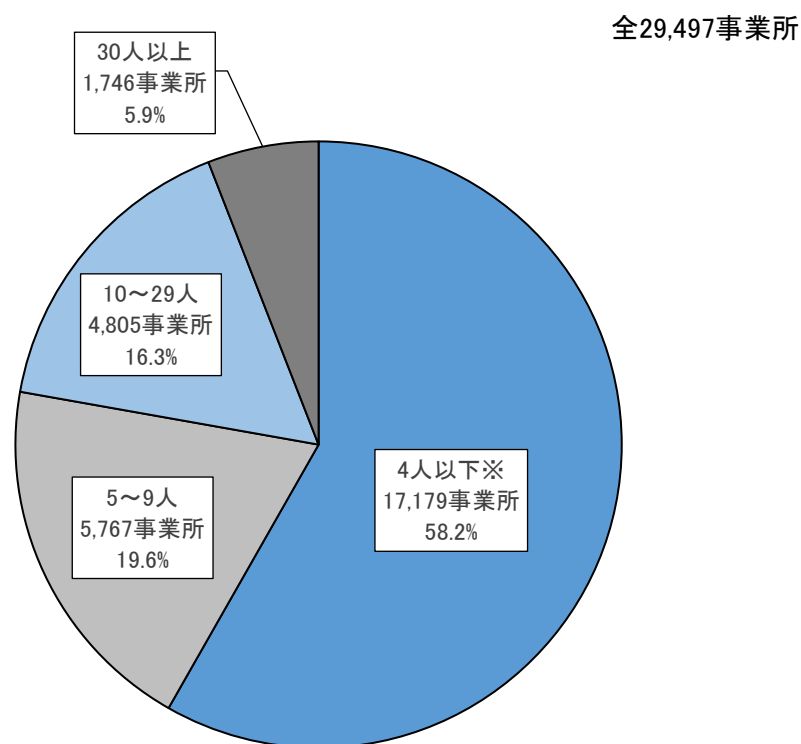


令和 2 年度の国勢調査の数値等が発表された段階で、改めて検証を行います。

## (7) 事業所の状況

事業所の 58.7%は、従業者数が4人以下の事業所であり、これらの事業所の多くは区収集を利用していると考えられます。事業系ごみについては自己処理が原則であり、一般廃棄物処理業者の利用が促進されるような施策の検討が必要です。

図表 2-7 従業員規模別の事業所数



※4人以下には派遣・下請けのみの事業所も含む

(出典)平成28年経済センサス

令和元年度の経済センサス基礎調査の数値等が発表された段階で、改めて検証を行います。

## 2 清掃事業の課題

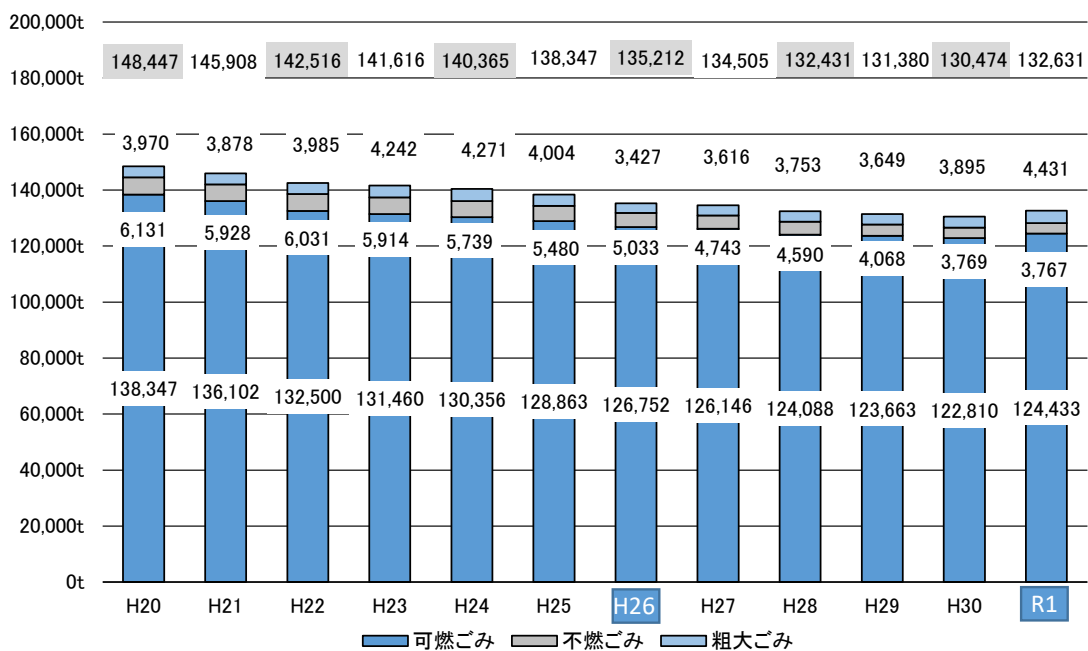
### (1) 区収集ごみ量

平成 26 年度の 13.5 万 t から平成 30 年度の 13.0 万 t へと 0.5 万 t 減少していますが、令和元年度には 13.2 万 t へと増加に転じました。特に、粗大ごみは平成 30 年度の 3,895t から令和元年度には 4,431t へと大幅に増加しています。

新型コロナウイルスの感染拡大に起因するテレワークや外出自粛などの影響で、令和 2 年度前半のごみ量は令和元年度前半と比べて 5.1% 増加しています。

今後も、ごみ減量施策によりごみ量の増加を抑制するとともに、排出されたごみを遅滞なく収集処理をする体制の整備が必要です。

図表 2-8 区収集ごみ量の推移



図表 2-9 平成 26 年度と令和元年度の区収集ごみ量の比較

	平成26年度	令和元年度	増加率
可燃ごみ	126,752	124,433	-1.8%
不燃ごみ	5,033	3,767	-25.2%
粗大ごみ	3,427	4,431	29.3%
合計	135,212	132,631	-1.9%

図表 2-10 令和元年度前半と令和2年度前半の区収集ごみ量の比較

	令和元年 4月～9月	令和2年 4月～9月	増加率
可燃ごみ	62,442	65,386	4.7%
不燃ごみ	1,857	2,132	14.8%
粗大ごみ	2,132	2,332	9.3%
合計	66,432	69,850	5.1%

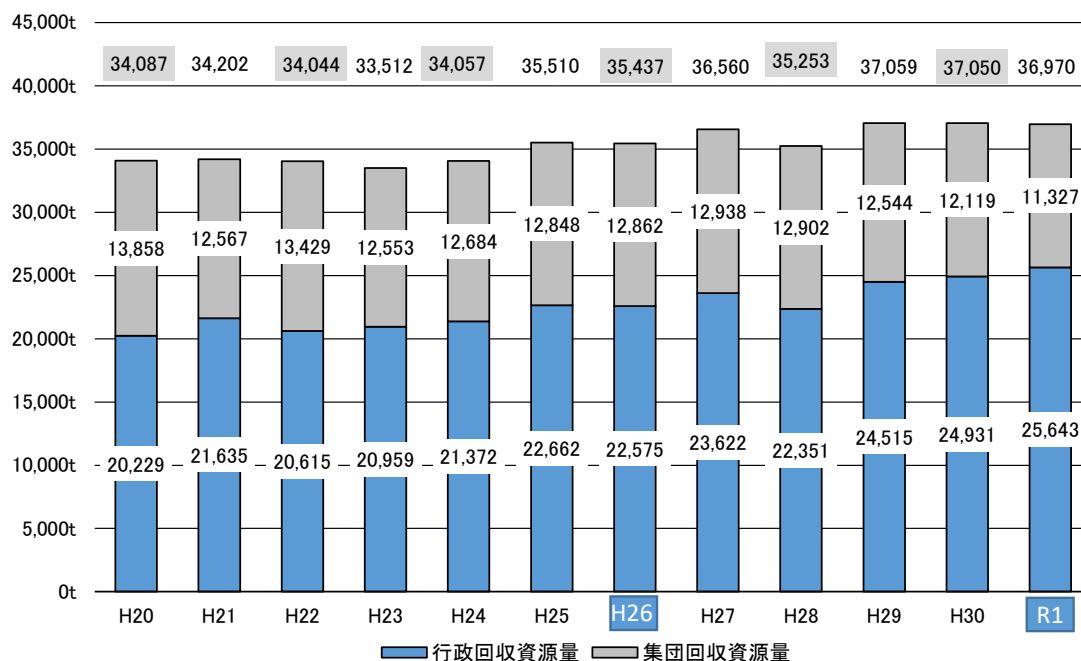
## (2) 資源量

平成 26 年度の 3.5 万 t から令和元年度の 3.7 万 t へと 0.2 万 t 増加しています。

令和元年度の行政回収資源量は平成 26 年度と比べて 8.5%増加しています。また、令和2年度前半の行政回収資源量は令和元年度前半と比べて 15.1%増加しています。

資源についても、排出された資源を遅滞なく収集処理をする体制の整備が必要です。

図表 2-11 資源量の推移



図表 2-12 平成 26 年度と令和元年度の行政回収資源量の比較

	平成26年度	令和元年度	増加率
古紙	11,602	13,209	13.9%
びん	5,720	5,484	-4.1%
かん	1,549	1,537	-0.8%
ペットボトル	2,632	3,063	16.4%
トレイ・発泡	85	134	57.6%
廃食用油	10	11	10.0%
合計	21,598	23,438	8.5%

図表 2-13 令和元年度前半と令和 2 年度前半の行政回収資源量の比較

	令和元年 4月～9月	令和2年 4月～9月	増加率
古紙	6,414	7,470	16.5%
びん	2,684	3,058	13.9%
かん	858	1,017	18.6%
ペットボトル	1,630	1,789	9.7%
トレイ・発泡	64	79	23.5%
廃食用油	6	5	-7.3%
合計	11,656	13,419	15.1%

### (3) 可燃ごみと不燃ごみの組成

平成 27 年度に実施した家庭ごみ組成分析調査（※）によると、可燃ごみには 15.4%、不燃ごみには 18.4%の紙類やびん・かん・ペットボトルなどの資源物が含まれており、これらが資源として有効利用されるような施策が必要です。

また、可燃ごみの 39.5%が生ごみで、このうち消費期限・賞味期限切れなどで廃棄された食品ロスが 2.9%ですので、食品ロスを含めた生ごみの排出量が削減されるような施策が必要です。

なお、中間見直しにあたっては、新型コロナウイルスの影響をふまえて、本調査の実施は不適切と判断しました。

※家庭ごみ組成分析調査とは、集積所に排出された家庭ごみを品目ごとに分類して、品目ごとの重さの割合を推計する調査です。

図表 2-12 可燃ごみと不燃ごみの組成

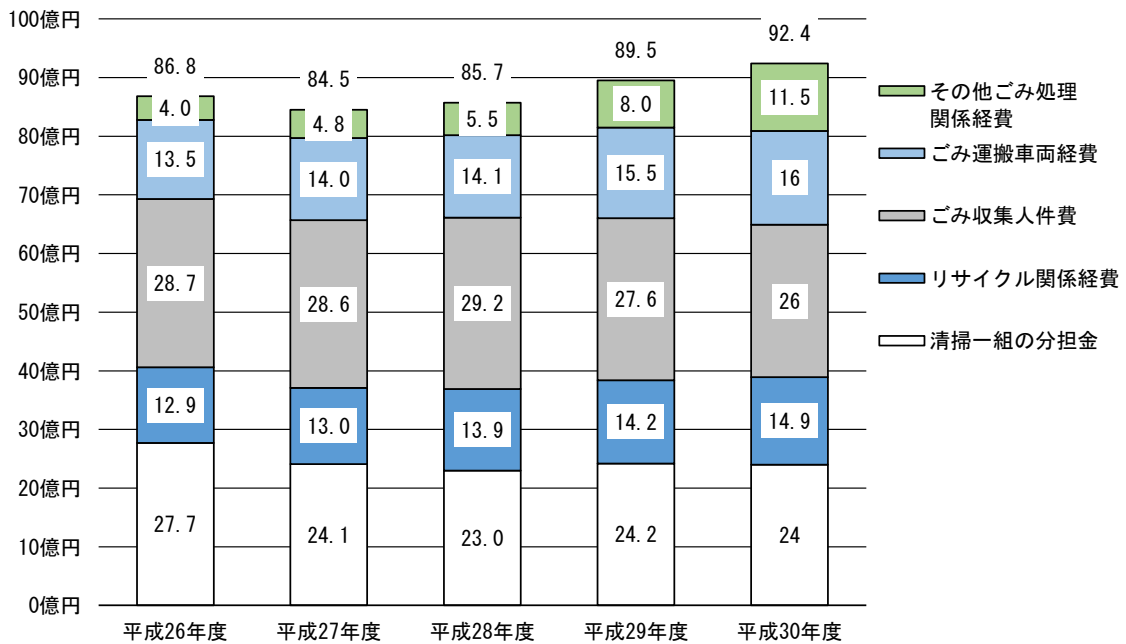
(可燃ごみ)			(不燃ごみ)	
品目	割合	品目	割合	
資源物	15.4%	資源物	18.4%	
紙類	14.5%	紙類	0.5%	
新聞紙・チラシ	2.5%	ペットボトル	0.5%	
雑誌類・書籍	2.6%	食品トレイ	0.0%	
段ボール	0.8%	びん	12.9%	
紙パック	0.4%	かん	4.2%	
OA用紙	0.7%	拠点回収品目	0.4%	
リサイクル可能な容器包装紙類	2.7%	可燃物	10.5%	
その他リサイクル可能な紙	4.8%	排出不適物	1.0%	
ペットボトル	0.4%	不燃物等	70.1%	
食品トレイ	0.2%	合計	100.0%	
びん	0.2%			
かん	0.1%			
拠点回収品目	0.0%			
不燃物	0.4%			
排出不適物	1.1%			
可燃物等	83.0%			
生ごみ	39.5%			
食品ロス（直接廃棄のみ）	2.9%			
食品ロス（直接廃棄のみ）以外の生ごみ	36.6%			
生ごみ以外の可燃物等	43.5%			
合計	100.0%			

※小数点第 2 位を四捨五入して算出したため、合算した数値と合計値が合わないことがあります。

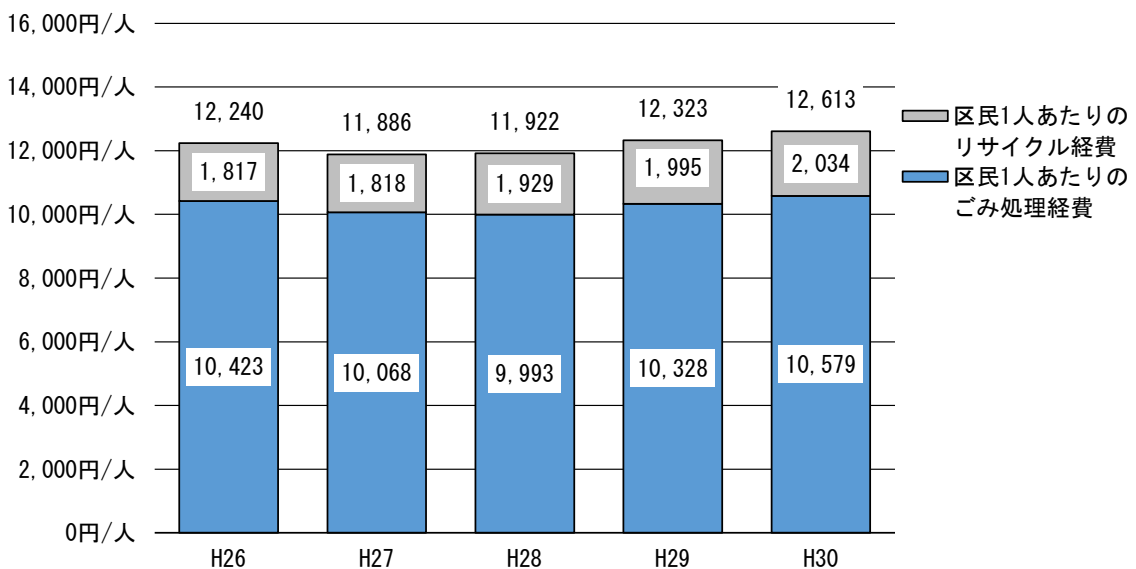
#### (4) 清掃事業経費

清掃事業経費は、平成 26 年度の 86.8 億円から平成 30 年度には 92.4 億円へと 5.6 億円増加しています。今後も、効率的な取り組みにより、清掃事業経費を減らす努力が必要です。

図表 2-13 清掃事業経費の推移

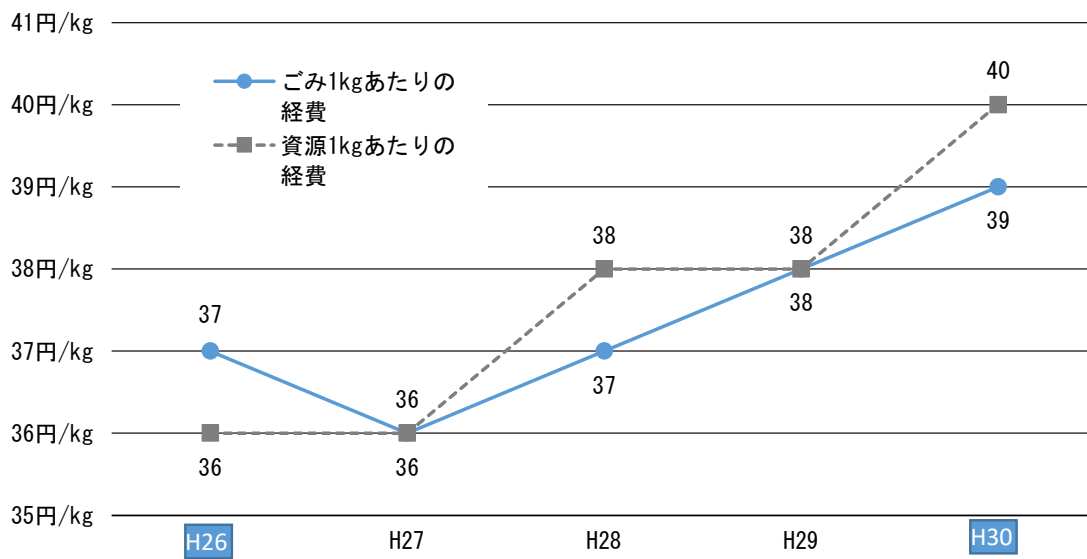


図表 2-14 区民 1 人あたりの清掃事業経費の推移





図表 2-13 ごみ・資源 1kg あたりの清掃事業経費の推移



## 第3章 基本理念・基本方針

### 1 基本理念

本計画の基本理念は、引き続き

区民、事業者、区が連携して目指す循環型社会の実現

とします。

### 2 基本方針

#### 【基本方針1】3Rの推進

国の「循環型社会形成推進基本法」では、リサイクルに先立って「発生抑制（Reduce、リデュース）」「再使用（Reuse、リユース）」（以下、「2R」といいます。）を可能な限り推進することとしています。2Rを推進する主体は区民・事業者等です。区民一人ひとり、事業者1社1社の取り組みを促進するため、区は2Rの推進や普及啓発に取り組みます。

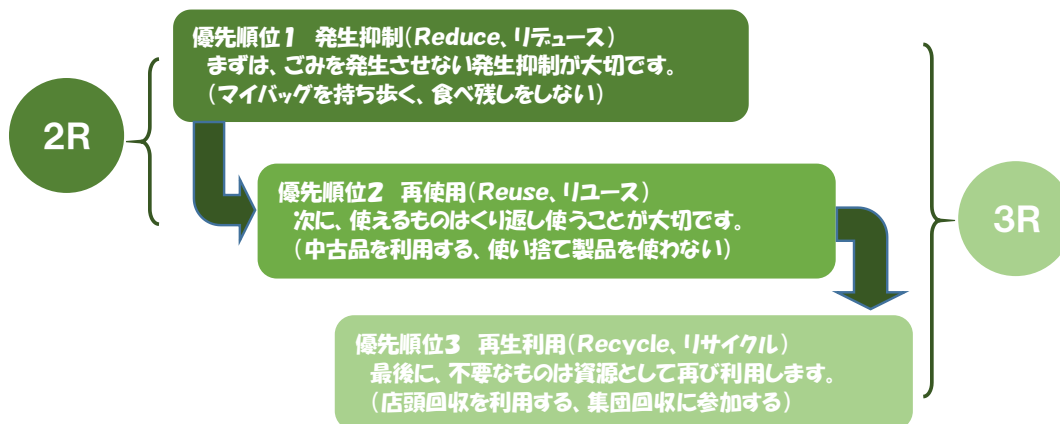
2Rを推進した上で発生した不用物については、「再生利用（Recycle、リサイクル）」が必要です。費用対効果や環境負荷の低減効果を考慮し、水平リサイクル（※）のような可能な限り質の高いリサイクルに取り組みます。

令和2年度は、新型コロナウイルスの影響で行政回収資源量が増加しています。引き続き、2Rの推進と実践に向けた取り組みを行うとともに、資源量の増加に遅滞なく対応できる体制を整備します。

※水平リサイクルとは、ペットボトルからペットボトルを再生するように、同じ品質のものにリサイクルすることです。

## 【コラム】 2Rと3R

2Rとは「発生抑制（Reduce、リデュース）」、「再使用（Reuse、リユース）」のことで、3Rはこれに「再生利用（Recycle、リサイクル）」を加えたものです。リサイクルは、排出された資源物を回収して再び使用するために、コストや環境負荷が生じます。一方で、発生抑制と再使用は、コストや環境負荷がほとんど発生しません。そのため、3つのRを同列に扱うのではなく、発生抑制と再使用の2つのRを重視した行動が必要です。



### 【基本方針2】 適正処理の推進

3Rを推進した上で、なお、ごみになってしまったものについては、環境に負荷を与えないように適正に処理をしなければなりません。区は、区民が安心して快適に暮らせるよう、ごみの収集・運搬体制を整備します。平常時のみならず災害時においても、公衆衛生と環境保全を確保するよう取り組みます。

令和2年度は、新型コロナウイルスの影響でごみ量が増加しています。ごみ量の増加に遅滞なく対応でき、収集作業員の安全に配慮した収集体制を整備します。

### 【基本方針3】 協働の推進

循環型社会を実現するためには、区民・事業者・区がそれぞれの役割と責任を担い、行動することが重要になります。区は、区民や事業者に対してさまざまな情報を提供するだけでなく、3者間の情報交流を図り、区民や事業者の意見を清掃・リサイクル事業に反映します。

## 第4章 計画指標と目標値

### 1 現行計画の数値目標の達成状況

現行計画では、計画指標1として「区民1人1日あたりのごみと資源の総量」、計画指標2として「区民1人1日あたりの区収集ごみ量（※）」を設定し、次のような数値目標を設定しています。

※区収集ごみとは、ごみ集積所等に排出されたごみの中で、家庭から排出される家庭ごみと、小規模事業所から排出される事業系ごみです。

計画指標1は、目標値660g/人日に対して実績値は629g/人日で目標値を達成し、令和7年度の最終目標も達成しています。計画指標2は、目標値512g/人日に対して実績値は490g/人日で目標値を達成しています。

図表 4-1 現行計画の数値目標と目標の達成状況

指標名		単位 (g/人日)	
		平成30年度	令和7年度
計画指標1 区民1人1日あたりのごみと資源の総量	目標値	660	640
	実績値	629	
計画指標2 区民1人1日あたりの区収集ごみ量	目標値	512	471
	実績値	490	

令和元年度時点の現行計画の推計値と実績値を比較すると、人口は約1万人多くなっています。一方で、区収集ごみ量と資源量は、人口の増加にもかかわらず減少しており、計画で想定したより発生抑制が進んでいることを示しています。

図表 4-2 現行計画推計値と実績値の比較（人口）

	単位 (人)		
	現行計画の推計値 A	実数値 B	増減 C=B-A
H26	707,182	707,182	0
H27	712,000	712,000	0
H28	714,070	717,043	2,973
H29	717,855	723,267	5,412
H30	721,547	729,299	7,752
R1	725,103	734,880	9,777

図表 4-3 現行計画推計値と実数値の比較（区収集ごみ量と資源量）

単位（t/年）

	現行計画の推計値			実績値			増減
	区収集ごみ量	資源量	ごみと資源の総量	区収集ごみ量	資源量	ごみと資源の総量	
	A1	B1	C1=A1+B1	A2	B2	C2=A2+B2	D=C2-C1
H26	135,212	35,437	170,649	135,212	35,437	170,649	0
H27	136,150	36,363	172,513	134,505	36,560	171,065	-1,448
H28	135,229	37,096	172,325	132,431	35,253	167,684	-4,641
H29	135,006	38,017	173,023	131,380	37,059	168,439	-4,584
H30	134,761	38,934	173,695	130,474	37,050	167,524	-6,171
R1	134,261	40,019	174,280	132,631	36,970	169,601	-4,679

## 2 計画指標

現行計画では、引き続き計画指標として次の指標を設定します。

### 計画指標 1 区民 1 人 1 日あたりのごみと資源の総量

「区民 1 人 1 日あたりのごみと資源の総量」は、区が関与するごみ（区収集ごみ）と資源の総量を、区民 1 人 1 日あたりの量に換算したものです。この指標は、2R や事業者によるリサイクルの結果を受けて減少します。基本方針でも述べたように、本区では 2R を重視する観点から、これを新たな計画指標とします。特に、ごみの減量を推進するにあたって、区民 1 人 1 日あたりの区収集ごみ量を減らしていくことが重要です。

「区民 1 人 1 日あたりのごみと資源の総量」は、次の式で算定します。

区民 1 人 1 日あたりのごみと資源の総量＝

$(W + R1 + R2 + R3) \div \text{人口（各年度 10 月 1 日）} \div \text{年間日数}$

W : 区収集ごみ量

R1 : 行政回収資源量

R2 : 集団回収資源量

R3 : 小型家電リサイクル事業等による回収資源量（拠点回収・ピックアップ回収）

### 計画指標 2 区民 1 人 1 日あたりの区収集ごみ量

「区民 1 人 1 日あたりの区収集ごみ量」は、家庭と集積所を利用する小規模な事業所から排出される区収集ごみ量の合計を、区民 1 人 1 日あたりの量

に換算したものです。この指標は、2R や事業者によるリサイクルに加えて、行政回収や集団回収の結果を受けて減少します。

「区民1人1日あたりの区収集ごみ量」は、次の式で算定します。

$$\text{区民1人1日あたりの区収集ごみ量} = \frac{\text{区収集ごみ量} \div \text{人口（各年度10月1日）}}{\text{年間日数}}$$

### 3 数値目標

ごみ量については、現行計画の令和7年度の目標値 471g/人日を継続します。

資源量については、新聞や雑誌の購読数が減少し、飲料容器については、容器の軽量化が進むなど、資源の発生量自体が減少していくと考えられますので、令和元年度の値で推移すると考えて 137g/人日を目標値とします。

以上より、数値目標を次のように設定します。

図表 4-4 計画の数値目標

		区民1人1日当たりの量		単位 (g/人日)	
		ごみ量	資源量	指標1	指標2
実績値	R1	493	137		
推計値	R2	489	137	626	489
	R3	486	137	623	486
	R4	482	137	619	482
	R5	478	137	615	478
	R6	475	137	612	475
	R7	471	137	608	471

## 4 ごみ・資源量の将来推計

### (1) 人口

「大田区人口推計」(平成30年6月)では、令和2年と令和7年の人口を推計しています。この間の年は人口が直線的に増加すると考え、本計画の人口推計を次のように設定します。

現行計画の人口推計(大田区人口ビジョン)と本計画の人口推計(大田区人口推計)には大きな違いはありません。一方で、令和元年度の実数値は、令和2年度の推計値より6,000人程度多くなっています。

図表 4-5 本計画の人口推計

単位(人)

	現行計画の人口推計	大田区人口推計	本計画の人口推計	実数値
R1	725,103		—	734,880
R2	728,510	728,773	728,773	
R3	731,467		729,994	
R4	733,888		731,215	
R5	735,765		732,437	
R6	737,086		733,658	
R7	737,880	734,879	734,879	

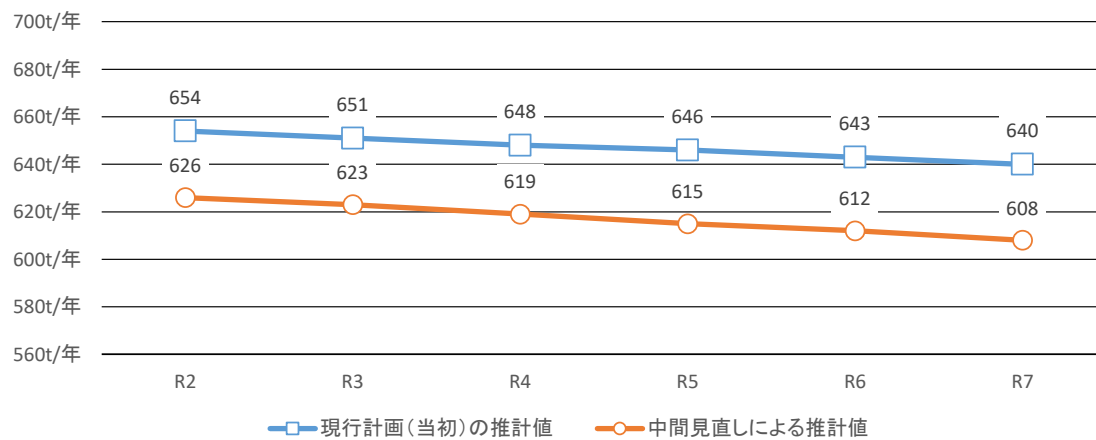
### (2) ごみ・資源量

図表 4-4 の数値目標に図表 4-5 の人口推計と年間日数を乗じて推計した各年度のごみ・資源量は次のようになります。

図表 4-6 計画目標の設定

		区民1人1日あたり(g/人日)			年間ごみ・資源量(t/年)		
		区収集ごみ量	資源量	合計	区収集ごみ量	資源量	合計
実績値	R1	493	137	630	132,631	36,970	169,601
推計値	R2	489	137	626	130,075	36,442	166,517
	R3	486	137	623	129,494	36,503	165,997
	R4	482	137	619	128,643	36,564	165,207
	R5	478	137	615	128,138	36,726	164,864
	R6	475	137	612	127,198	36,687	163,885
	R7	471	137	608	126,337	36,748	163,085

図表 4-7 現行計画と中間見直しによる目標値の比較  
 (区民1人1日あたりのごみ・資源量)





## 5 PDCAサイクルによる進捗管理

本計画では、計画策定(Plan)⇒施策実施(Do)⇒施策評価(Check)⇒見直し(Act)というPDCAサイクルにより、毎年度、計画の進捗状況を管理し、区民に対して、区のホームページ等において情報を公開します。

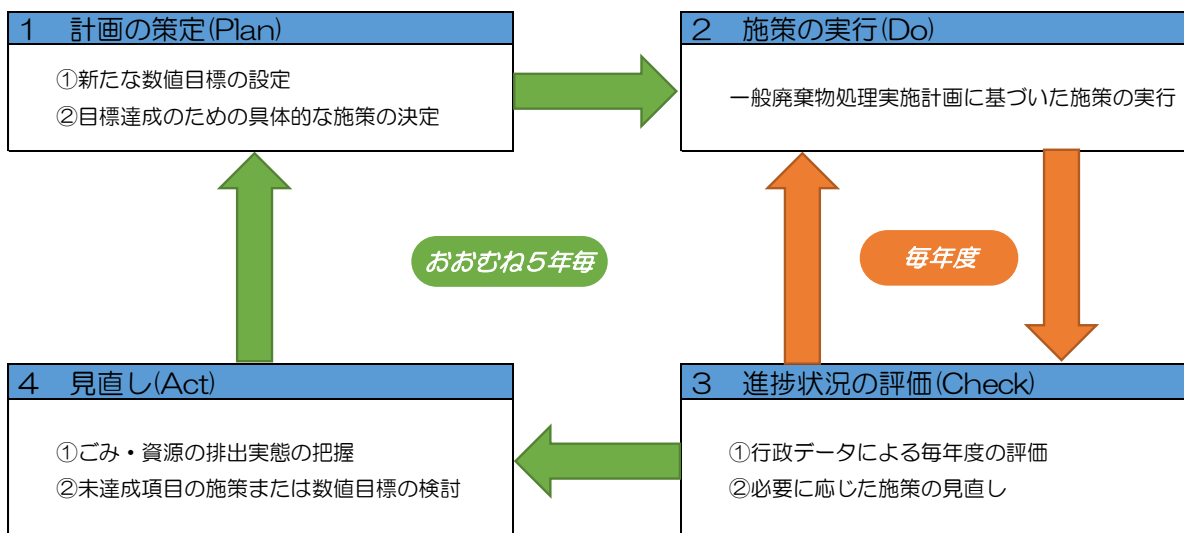
毎年度、行政データや各施策の執行状況や達成状況などを基に、大田区一般廃棄物処理基本計画推進検討会(※)において、計画目標の達成状況などを評価し、大田区清掃・リサイクル協議会(※)の意見をふまえ、施策に反映します。

おおむね5年ごと、あるいは分別区分の大きな変更があった場合には、本計画を改定します。改定に際しては、ごみの組成割合や区民1人1日あたりのごみ量、区民や事業者の意識・意向等についての調査を実施します。

※大田区一般廃棄物基本計画推進検討会とは、大田区一般廃棄物処理基本計画の推進に係る施策を効果的に実施するために設置しています。

※大田区清掃・リサイクル協議会とは、区民、区議会及び関係団体等で構成されており、循環型都市大田区を目指し、区内におけるごみの減量化と資源の有効活用を図るため、区の清掃・リサイクル事業について、関係者が協議するために設置しています。

図表 4-5 PDCAサイクルによる進捗管理のイメージ



## 6 区民・事業者行動計画

目標を達成した場合の令和7年度の区民1人1日あたりの区収集ごみ量は471gで、平成26年度の524gと比べて53gの減量となります。そこで、区のごみ減量のキャッチフレーズを次のように掲げます。

**「できることから53(ごみ)g減量！」**

大田区では、区民1人1日あたり、  
10年間で**53(ごみ)g**の減量を目指します。

区民1人1日あたりの区収集ごみ量を、10年間で53g減量するということは、1年あたり毎日約5gずつの減量が必要です。そのための具体的な方法は次のとおりです。

図表 4-6 5gを減量するための具体的な方法

毎日5gのごみ減量をするために、いろいろ工夫してみよう！



### 5gのごみ減量行動(例)

マイバッグを使用する
使い捨てのスプーンとフォークを断る
フリーザーバッグを繰り返し利用する
紙コップをやめて、繰り返し使えるコップを使う
雑がみをリサイクルに出す
食品トレイをリサイクルに出す

減量目標を達成するためには、小さな行動の積み重ねが必要ですので、区民及び事業者の行動計画を示します。

## (1) 区民行動計画

### ■発生抑制（リデュース）

- 計画的な買い物をして、消費期限・賞味期限切れなどの食品ロスを減らします。
- 食材は適切に保存し、使い切るようにします。
- 調理の仕方を工夫し、食べられる部分はできる限り無駄にしないようにします。
- 食べる分だけ作るように心がけます。
- 生ごみの水切りをします。
- 外食では食べられる量だけ注文します。
- 環境に優しい取り組みを行っているお店を選択します。
- マイバッグを持ち歩き、レジ袋や紙袋を断ります。
- 外出時には、マイボトルやマイストロー、マイ箸などを持参します。
- 使い捨てのスプーンやフォークなどを断ります。
- びんや缶製品を選びます。
- 詰め替え製品を購入します。
- 裸売りのものを選ぶなど、不要な包装を断ります。
- 両面コピーを利用します。

生ごみは水を切ってから  
捨てましょう



## ■再使用（リユース）

- フリーマーケットやバザーに参加します。
- リサイクルショップ・フリマアプリを利用します。
- 紙皿などの使い捨て商品は使いません。
- 詰め替え製品や再使用可能な製品を選択します。
- メモなどは裏紙を使用します。

## ■リサイクル

- びん・かん・ペットボトルなどの資源物を店頭回収に出します。
- 集団回収を実施します。
- 紙類・ペットボトルなどの資源物を集積所回収や拠点回収に出します。
- 再生品を利用した製品を選択します。

## ■適正排出

- 決められた分別のルールを守ります。
- 生ごみ等をカラスや猫に荒らされないような工夫をして、決められた時間にごみ出しをします。
- 集積所を清潔に維持するための管理を行います。

## （２）事業者行動計画

※ 排出事業者の行動計画は区民行動計画に準じます。

### ■製造事業者

- リサイクルが容易な製品を製造します。
- 処理が困難にならないような製品を製造します。

### ■販売事業者

- 裸売りを増やすなど簡易な包装を心がけます。
- 詰め替え製品や再使用可能な製品を取り扱います。
- 再生品を利用した製品を取り扱います。
- 店頭回収でびん・かん・ペットボトルなどの資源物を回収します。
- 食品ロスが生じないよう計画的な仕入れを心がけます。

### ■飲食・宿泊事業者

- 小盛りのメニューなど食べ残しの少ないメニューをつくります。
- 食品ロスが生じないよう計画的な仕入れを心がけます。
- 食べ残しをなくすため、ご飯の量を選べるようにします。

令和元年度ごみ減量

・リサイクルポスター最優秀作品



## 第5章 重点施策

### 1 食品ロスの削減

#### (1) 食品ロスを取り巻く現状

世界は今、持続可能な地球と社会を引き継いでいく上で、極めて重要な時期を迎えています。食品ロス（※）の削減は誰もが取り組める身近な課題であるとともに、皆が取り組まなければならない重要な課題です。

世界の食料廃棄量は年間約 13 億 t と推計され、人の消費のために生産された食料のおよそ 1/3 に及びます。一方で、飢えや栄養不良で苦しんでいる人々は約 8 億人いると推計されています。国際連合世界食糧計画（国連 WFP）による世界全体の 2017 年食糧援助量は約 380 万 t であり、食品ロスは世界全体の食糧援助量をはるかに超える量となっています。

世界の人口は増え続け、2050 年には約 97 億人に達すると推計されています。国際的に食品ロスの削減は重要な課題であり、持続可能な開発目標（SDGs（※））の目標 12「つくる責任つかう責任」において、2000（平成 12）年度と比較して 2030（令和 12）年度までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人あたりの食料の廃棄を半減させるという目標が掲げられています。

※食品ロスとは、まだ食べられるのに捨てられる食品のことを食品ロスといいます。

※SDGs とは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された国際目標で、17 のゴール・169 のターゲットから構成されています。

#### (2) 国・都の食品ロス削減のための方向性

国内では、年間約 612 万 t（平成 29 年度農林水産省推計）、国民 1 人 1 日あたり約 132 g（お茶碗約 1 杯分のご飯の量に相当）の食品が食べられずに捨てられています。

国では、「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成 30 年 6 月閣議決定）において、家庭系食品ロス量の 2030（令和 12）年度の目標値を 2000（平成 12）年度の食品ロス発生量の半減と設定し、2019（令和元）年 10 月に

は「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されました。

※食品ロスの削減の推進に関する法律とは、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにし、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としています。区市町村は、「食品ロス削減推進計画」を定めるように努めなければならないとされています。

また、都では2019（令和元）年12月に2050年までにCO2排出実質ゼロを目指す「ゼロエミッション東京戦略」を策定しました。その中で食品ロスについても言及し、2050年の食品ロス実質ゼロを目指すべき姿勢とし、2030年に向けた主要目標を2000年度の食品ロス発生量76万トンを半減すると掲げています。

### （3）現状の区の取り組み

本区では、2015（平成27）年度に実施した家庭ごみ組成分析調査によると、可燃ごみの39.5%が生ごみで、このうち消費期限・賞味期限切れなどで廃棄された未利用食品が2.9%となっています。区における可燃ごみの量がおよそ12.3万t（平成29年度）なので、およそ3,567t（12.3万t×2.9%）もの未利用食品が廃棄されていると考えられます。

持続可能な開発目標（SDGs）でも掲げられている食品ロス削減に向け、食品ロス削減に取り組む区内事業者と連携した普及啓発や将来を担う小・中学生を対象とした出前授業、区内事業者から発生する未利用食品について福祉団体等との需給マッチング等を実施し食品ロス削減の機運を高めていきます。

区では食品ロス削減のために次の取り組みを行っています。

（普及啓発）

- 大田区食べきり応援団  
食品ロス削減に取り組む区内事業者を区がホームページや広報誌等を通じてPRし、区民の利用を推奨するなどして、登録事業者の食べきり活動を支援します。
- 食品ロスに関する出前授業  
区立小・中学生を対象に食品ロスを「知る・考える」きっかけとして、食品ロスをテーマにした出前授業を実施します。
- 先進的なサービスを提供する民間事業者との連携

フードシェアリングサービス※を提供する民間事業者と連携協定を締結し、新たな消費行動の変容により食品ロス削減につながる普及啓発を行っています。

※フードシェアリングとは、食品ロス削減に関する取り組みの1つで、何もしなければ廃棄されてしまう食品を消費者のニーズとマッチングさせることで食品ロスの発生や、無駄を減らす仕組みです。



(株)クラダシ・(株)コークッキングと連携協定を締結しています（令和2年12月時点）

- エコレシピコンクール・環境にやさしいお料理教室

食材を無駄なく使い切って食品ロスを削減するとともに、調理や片付けの際にエネルギーの使い方を工夫することで、環境全般のことを考えた料理・エコレシピを区民の方々から募集する「エコレシピコンクール」を開催しています。

また、区内専門学校の協力を得て、コンクール受賞レシピを調理する「環境にやさしいお料理教室」も実施しています。

- 食品ロス削減のための動画配信

家庭の身近なことから食品ロスに取り組んでいただけるように「冷蔵庫整理と食品ロス削減」をテーマにした動画を、YouTube 大田区公式チャンネルで配信しています。

- 食品ロスダイアリーの配布・ホームページ公開

自分の家から出ている食品ロスについて調べ、「その食品ロスがなかったら」「食品ロスを出さないようにするには」などを学ぶのに便利な「7日でチャンレジ食品ロスダイアリー」を作成し、区立小学校の5年生を対象に配布しています。

(未利用食品の有効活用)

- フードドライブ

家庭にある未利用食品を区に持ち寄り、これを区内の福祉団体等に寄付する活動です。

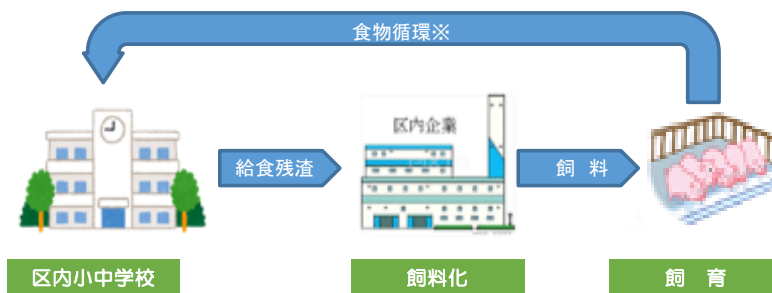


- 地産地消型未利用食品マッチング

区内事業者から排出される食品ロスについて、食品を必要としている区内の福祉団体等とマッチングし、有効活用を図ることで食品ロス削減へとつなげます。

### 【コラム】大田区が取り組む食品リサイクルの推進

大田区では食品ロス削減に取り組むとともに、やむなく排出される区立の小・中学校における給食の食べ残しや調理の際に出るくずなどの給食残渣について、これを回収、加工して飼料に再生させる食品リサイクルを行っています。



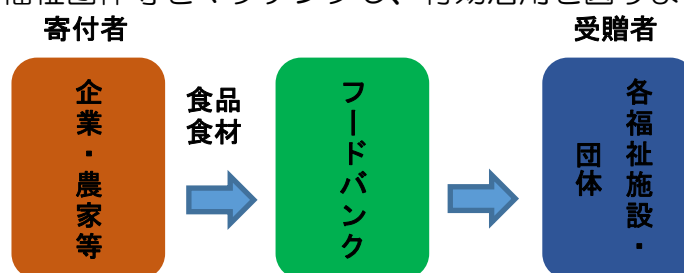
※食物循環のイメージ図であり、直接的に区内小中学校に提供するものではありません。

### 【コラム】新型コロナウイルス感染症対策に伴い発生する未利用食品に対する取り組み

2020（令和2）年、新型コロナウイルスの感染症対策として、各種イベントの中止・延期や小学校、中学校等の一斉臨時休校などの対応が求められ、これらのイベントや学校給食で活用予定であった食品が未利用となり、場合によっては多量の廃棄物として発生するおそれがありました。

こうした状況を踏まえ、農林水産省は、未利用食品のフードバンクへの寄付推進のため、全国の食品関連事業者からフードバンクへ寄付することを希望する未利用食品の情報を集約し、全国のフードバンクに対し一斉に情報発信する取り組みを行いました。

大田区でも、学校休校により未利用となった食品について、給食用食材納入業者と福祉団体等をマッチングし、有効活用を図りました。



## （４）先進的な取組事例

### ①業界団体の取り組み

#### ○賞味期限表示の大括り化

現在、ほとんどの商品の賞味期限は「年月日」で表示されています。日本では、納品する商品の賞味期限が、既に納品済み商品の賞味期限より先に来るものは納品しないという商慣習があります。そのため、「年月」で表示したり、「日」を10日単位で表示したりすることで、日付逆転による食品ロスの発生を防ぐことが期待されます。農林水産省では、事業者における「賞味期限表示の大括り化」を後押しするために、先行事例をとりまとめています。

#### ○3分の1ルール見直しの傾向

日本には「3分の1ルール」という商慣習があります。これは、賞味期限を「3分の1」に分け、賞味期間が6か月とすれば、最初の「3分の1」にあたる2か月以内に卸業者は小売店に納入しなければならず、次の「3分の1」にあたる4か月以内に小売店は商品を販売しなければならず、それを過ぎたものは返品、値引き販売、廃棄などがされるというルールがあります。農林水産省と経済産業省では、この商慣習を見直すよう働きかけており、納入期限見直しの小売店の増加や、返品率の減少に効果が現れています。

### ②行政の取り組み

#### ○「季節食品」のロス削減活動

クリスマスケーキ、おせち料理などの「季節食品」は、特定の日が過ぎると価値を失ってしまいます。近年、節分に恵方巻きを食べる習慣が定着しつつあり、節分を過ぎると小売店から大量の恵方巻きが廃棄されることが問題となっています。農林水産省では、「季節商品の食品ロスを削減するための対応について」において、予約販売の実施などを呼びかけ、取り組みを行う事業者名を公表し、ステッカーなどのPR資材を配布しています。

#### ○「ICTやAI等の新技術を活用した食品ロス削減に効果的なビジネス」の促進

食品ロス削減においても、ICT（Information and Communication Technology：情報通信技術）やAI（Artificial Intelligence：人工知能）が活用されつつあります。農林水産省では、ICTやAI等の新技術を活用し、たとえば、商品の需要を予測して適切な量を発注したり、消費期限・賞味期限が迫った商品や仕込みすぎた料理を売り切ったりするビジネスを募集しています。このようなビジネスについて、ホームページで公表したり、食品関連

事業者などとの交流会を開催することで、取り組みを促進しています。

### ③民間事業者の取り組み

#### OKURADASHI（(株)クラダシ）

食品ロスになる可能性のある商品を、食品ロス削減に賛同するメーカーから協賛価格で提供を受け、お手頃価格で消費者（会員）に販売します。

さらに購入代金の一部を社会貢献活動団体へと寄付することができる社会貢献型ショッピングサイトです。

#### OTABETE（(株)コークッキング）

まだおいしく食べられるにも関わらず、閉店時間や賞味期限などの理由からお店が捨てざるを得ない料理や食品をアプリに掲載し、登録ユーザーになくフードシェアリングです。

大田区では、(株)クラダシ、(株)コークッキングの各々と食品ロス削減の普及啓発を目的とした連携協定を締結しています。

## 2 プラスチックごみの削減

### (1) プラスチックごみ削減の現状

プラスチックは、軽量で丈夫、また加工が容易なため、さまざまな製品に利用され私たちの日常生活で大きな役割を果たしています。

プラスチックはその耐久性と安定性から、自然分解されず半永久的に残るという特徴があります。自然界に流出したプラスチックは紫外線や波で劣化し、断片化されてできるマイクロプラスチック（通常、直径5mm以下のプラスチックと定義）となります。クジラやウミガメ、魚、海鳥の体内からもマイクロプラスチックが出てきたという報告もあり、生態系・海洋環境への影響が懸念されます。

プラスチックごみ問題は世界的課題であり、2019（令和元）年のG20大阪サミットでは、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を2050（令和32）年までにゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されました。また、G20 エネルギー・環境関係閣僚会合では、その実現に向け行動計画の進捗状況を定期的に報告・共有する「G20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組」が合意されました。

国では、2019（令和元）年5月、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略「プラスチック資源循環戦略」が策定されました。「3R+Renewable（再生可能資源への代替）」を基本原則とし、リデュース（発生抑制）等、リサイクル、再生材バイオプラスチック、海洋プラスチック対策などが重点戦略として掲げられています。

また、東京都は、「ゼロエミッション東京戦略」を令和元年12月に策定し、東京都独自の目標として、2030（令和12）年度の家庭と大規模オフィスビルからの廃プラスチックごみの焼却量を2017（平成29）年度比で40%削減することを設定しています。

これらの点をふまえ、本区においても、区民や事業者と連携してプラスチックをできるだけ使わない新しいライフスタイルへの転換を推進していきます。

プラスチックごみ問題を解決するためにはリデュース（Reduce）が基本であり、例えばマイバッグを持参してレジ袋を買わない、飲食店等で使い捨

でのプラスチックを勧められても断るなど、プラスチックをできるだけ使わない取り組みが必要です。そのうえで、発生したプラスチックについては、環境への影響を考慮した利用方法について検討する必要があります。また、プラスチック以外の再生可能な資源を使っている製品に見直すことなども重要です。

## (2) 区の取り組み

区ではプラスチック削減のために次の取り組みを行っています。

- 協働の推進（資源循環学習教室（環境学習））の実施
- 3Rの推進キャンペーンの展開
- イベント開催時における普及・啓発活動
- 区の率先したプラスチックごみ削減の取り組みの推進
- プラスチックごみ削減を促進するための仕組みづくり
- 情報収集と普及啓発
- プラスチックの集積所回収の検討

## (3) プラスチックのリサイクルに関する区の基本的考え方

### ①基本的考え方

単一素材でできている「ペットボトル」、「食品トレイ」、「発泡スチロール」の3品目を回収し、質の高いリサイクルを行っています。

### ②容器包装リサイクルについて

区では、容器包装プラスチックの集積所回収の導入の是非を検討するため、平成23年度から平成26年度まで「資源モデル回収事業」を実施しました。モデル回収実験を通じて、環境負荷の低減効果、コスト、区民の利便性を複合的に精査した結果、平成27年10月から確実に環境負荷の低減効果が見込まれる発泡スチロールの集積所回収を導入しました。その他の廃プラスチックについては、可燃ごみとして収集し、清掃工場で発電に利用するなどサーマルリサイクルを実施しています。

現在の容器包装リサイクル法では、リサイクル方法は入札で決まり、自治体が選択できない仕組みになっています。そのため、入札の結果によっては、環境負荷の低減効果が低いリサイクル方法になってしまう可能性があります。区では、東京都や全国都市清掃会議などを通じて、リサイクル方法を自治体

が選択できる仕組みにするなど、容器包装リサイクル法の改正について、国に働きかけていきます。

プラスチックの集積所回収の導入を検討する際には、集積所回収を行った場合とサーマルリサイクルを継続した場合について、発生する環境負荷（温室効果ガス排出量）をLCA（ライフサイクルアセスメント）手法を用いて評価します。その上で、コスト分析を行い、区民の利便性などを考慮して、対象品目や回収方法について検討します。

国の審議会では、「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について(案)」(令和2年11月)において、プラスチック製容器包装とプラスチック製品の一括回収に言及していますので、これらの動向も注視していきます。

#### (4) 計画の推進体制

プラスチックごみの削減は、区民及び従業員の1人ひとりがライフスタイルを見直し、事業所が事業活動の転換をしていくことによって成し遂げられるものです。そのため、区では消費生活、産業振興、環境、福祉・保健、教育の各部署と情報を共有し、連携を密にして施策に取り組みます。

#### (5) 区民・事業者の行動指針・行動計画

##### ①区民

###### ■行動指針

不要なプラスチックは断る・見直すように努めます。

###### ■行動計画

区民は、プラスチックごみ削減のため、次のように取り組みます。

- プラスチックが環境に及ぼす影響等を学習します。
- プラスチックごみ削減のための具体的な方法について情報を収集します。
- 飲食店等で使い捨てのスプーンやフォークなどを断ります。
- 外出時には、マイボトルやマイストロー、マイ箸などを持参します。
- マイバッグを持参して、不要なレジ袋を断ります。
- 飲み物は、なるべくびんや缶製品を選びます。
- 詰め替え製品を購入します。
- プラスチックごみが散乱することがないように、適正に廃棄します。

- 街の美化運動などプラスチックごみの散乱を防止する運動に参加します。

## ②事業者

### ■行動指針

#### ○一般事業者

プラスチックを代替できる商品の購入に努めます。

#### ○販売事業者

プラスチックを代替できる商品の販売促進に努めます。

#### ○飲食店等

使い捨てプラスチックの使用の見直しに努めます。

### ■行動計画

区内の事業者は、プラスチック削減のために、次のように取り組みます。

#### ○一般事業者

- 備品や消耗品の購入に際しては、プラスチックを使用しない製品や生分解性プラスチックやバイオマスプラスチックなど環境性能が認められた製品を選ぶように努めます。
- ウォーターサーバーやマイカップを使います。
- イベント等における使い捨てプラスチック製品の使用を見直します。

#### ○販売事業者

- プラスチック以外の再生可能な資源を使っている製品を取り扱い、消費者の選択肢を広げます。
- 使い捨てのスプーンやフォークなどは、希望する人だけに渡します。
- 環境への影響を考慮した上でバイオマスプラスチックを使用します。
- 包装のサイズを適正化して、プラスチックの過剰な使用を減らします。

#### ○飲食店等

- 何回も使える容器やプラスチック以外の容器で販売します。
- 使い捨ての食器類をやめて、繰り返し使えるものにします。

## 第6章 具体的な施策

基本理念「区民、事業者、区が連携して目指す循環型社会の実現」を実現するため、3つの基本方針に対応した個別施策を実施します。

図表 6-1 施策の体系





## 1 3Rの推進

「循環型社会」を実現するためには、3Rの中でも優先順位の高い、発生抑制と再使用の2Rの取り組みが重要です。2Rを推進するためには、区民や事業者が、不要なものをできるだけ出さないようなライフスタイルや事業活動に転換し、2Rに主体的に取り組む必要があります。区は、区民や事業者の行動を促進するための仕組みづくりを推進します。

発生抑制と再使用の2Rを行っても排出される不用物については、可能な限りリサイクルを推進します。区民の多様な生活スタイルに対応するため、集団回収、集積所回収、拠点回収を組み合わせた多様なリサイクルを提供します。新たな品目のリサイクルを検討する際には、費用対効果や環境負荷の低減効果、区民の利便性等を総合的に評価します。

### (1) 発生抑制のための普及啓発

家庭から排出される可燃ごみの約4割は生ごみで、このうち消費期限・賞味期限切れなどで廃棄された食品ロスが2.9%（P11 図表2-10 参照）です。食品ロスを含めた生ごみの排出量を削減するための普及啓発に取り組めます。区が開催するイベント時に区民の発生抑制を促すような普及啓発を実施するとともに、販売店にも消費者向けのキャンペーンなどについて協力を求めています。

#### ■ 施策例

- 食品ロスを少なくするための普及啓発
- 水切りの普及啓発
- 生ごみを出さない調理方法の普及啓発
- イベント時の普及啓発
- 販売店に対するごみ減量キャンペーンの協力要請

令和元年度ごみ減量

- リサイクルポスター優秀作品



## (2) 再使用の推進

ごみの中には、まだまだ使えるものがたくさん含まれています。これらを必要とする人に手渡すことで、ごみを減らすことができます。再使用を推進するため、不要品を交換する仕組みづくり、フリーマーケット・バザーの支援に取り組みます。

### ■施策例

- イベント時のリユース品の配布
- フリーマーケット・バザーの支援
- リユース食器の検討

## (3) 区民・事業者への情報提供

3Rや適正処理に関して、対象となる区民の世代やライフスタイルに応じたツールを活用し、的確な情報提供を推進します。

### ■施策例

- 区民への情報提供
- 事業者への情報提供
- リサイクルショップ等の情報提供の検討
- 国内外からの来訪者への情報提供の検討

## (4) 発生抑制手法の検討

家庭ごみ有料化や戸別収集は、ごみ減量やリサイクルが推進され、ごみに対する意識が向上するという効果があります。一方で、家庭ごみ有料化は不法投棄が増加する、区民の経済的な負担が増えるなどの課題が、戸別収集は収集経費が増大するという課題があります。家庭ごみ有料化や戸別収集など、ごみの発生抑制を推進するための手法について、調査研究します。

## (5) 集団回収の推進

集団回収は、区民が自主的にグループを作り、家庭から出る新聞、雑誌、段ボール、アルミ缶などの資源物を回収し、大田区に登録した資源回収業者に引き渡すことで、ごみの減量と資源循環を図る活動です。集団回収は循環型社会に向けた区民の実践行動であり、区としては、協働を推進する立場からも、また、回収経費削減という効率的運営の視点からも推進します。

### ■施策例

- 新規あるいは既存の集合住宅への実施の働きかけ
- 報奨金等による実施団体の支援
- 優良団体への感謝状の提供

## (6) 多様な資源回収の推進

平成 27 年度に実施した排出実態調査によると、可燃ごみには 15.4%、不燃ごみには 18.4%の紙類やペットボトルなどの資源物が含まれています（P11 図表 2-10 参照）。ごみとして排出された資源物をリサイクルするため、一層の分別の徹底を啓発します。また、区民の多様なライフスタイルに対応できるよう、対象品目や回収手法について検討します。

集積所からの紙類など資源物の持ち去りについては、リサイクルに協力している区民の意識の低下を招くことから、関係機関との連携を強化するなどの対策について検討します。

### ■施策例

- 事業者による資源化の促進
- 発泡スチロールの集積所回収の実施（P36 コラム参照）
- 拠点回収の品目や回収場所の拡充の検討
- 雑がみの回収強化
- 関係機関と連携した資源物持ち去り防止パトロールの強化
- 古着回収の推進

資源物持ち去り防止  
パトロール



施しています。

## 【コラム】古着の拠点回収

区では、古着の拠点回収を、令和元年度から試行的に開始しました。回収した古着は海外でリユースされたり、加工をして工業用雑布（ウエス）やフェルトの材料にされたり、様々な方法でリユース・リサイクルします。本事業は、海外でのリユースを前提としているため、中古衣類市場の動向等もふまえながら、回収拠点の拡充も検討しています。

## 【コラム】発泡スチロールの集積所回収の導入

区では、容器包装プラスチックの集積所回収の導入の是非を検討するため、平成 23 年度～26 年度まで「資源モデル回収事業」を実施しました。

一方で、容器包装プラスチックを集積所回収することで、収集車両の燃料消費量や二酸化炭素排出量が増加します。リサイクル（再商品化）工程では、エネルギーを消費し、二酸化炭素を排出しますので、清掃工場で焼却して発電をした場合に比べて、温室効果ガスの削減になるとは限りません。

現在の容器包装リサイクル法では、リサイクル（再商品化）の方法を自治体で選択できない仕組みになっており、リサイクル（再商品化）の方法によっては、費用をかけて環境負荷を増やしてしまう可能性があります。

本区では、環境負荷の低減効果、コスト、区民の利便性を複合的に精査した結果、平成 27 年 10 月から確実に環境負荷の低減効果が見込まれる発泡スチロールの集積所回収を導入しました。

## (7) 不燃・粗大ごみの資源化

収集ごみ量は減少傾向にあります。更なるごみ減量を図るためには新たな資源化が必要です。区が収集する不燃ごみや粗大ごみには、金属を含む小型家電などの廃棄物が含まれていることから、引き続き不燃ごみ・粗大ごみからの資源化を実施します。

令和元年度ごみ減量

・リサイクルポスター最優秀作品



## (8) 事業系ごみのリサイクルの促進

大規模建築物（3,000 m<sup>2</sup>以上）や事業用建築物（1,000 m<sup>2</sup>以上）に対しては、再利用計画書等の提出や立入指導を通じて、リサイクルをはじめとする3Rを促進するための分別指導等を行います。

ごみを集積所に排出しているような小規模事業所については、資源回収業者への誘導によりリサイクルを促進します。

### ■ 施策例

#### ● 優良事業者表彰の実施

(表彰者数 年度件数)

- 大規模建築物及び事業用建築物の所有者に対する指導
- 立入指導
- 食品リサイクル法に基づく生ごみリサイクルの働きかけ
- 廃棄物管理責任者講習会（※）の開催

※区は、大規模建築物や事業用建築物の所有者に対して、建物から発生する廃棄物の減量や適正処理を推進する廃棄物管理責任者の設置を義務づけています。

廃棄物管理責任者講習会とは、大規模建築物の廃棄物管理責任者に新しく選任された人を対象に、ごみ減量・リサイクル推進のポイントなどを説明する講習会です。

廃棄物管理責任者講習会





## 2 適正処理の推進

3Rを徹底した上で、ごみとして処理しなければならないものについては、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、適正に処理します。

区民や事業者に適正排出を促すとともに、安定的・効率的にごみを収集し、環境への負荷が最小限になるように中間処理・最終処分を行っています。

中間処理は清掃一組で共同実施しており、最終処分は東京都に委託していることから、関連団体との連携・協働を強化します。

大規模災害時などの緊急時においても、生活環境や公衆衛生を維持するため、災害時の対応について検討します。

### (1) 適正排出のための普及啓発

ごみの分別やリサイクルへの協力など、ごみの適正排出を促進するため、紙媒体やホームページなどの既存のツールの他に、携帯電話等を用いた普及啓発を行い、さらなる活用を検討します。

区内には、さまざまなライフスタイルの区民が居住していることから、単身世帯、高齢者、外国人、転入者など、対象別の普及啓発を推進します。また、不動産会社等と連携し、管理人のいない集合住宅への指導を強化します。

高齢者・障がい者でごみ出しが困難な世帯に対しては、収集職員が自宅までごみを取りに行く戸別収集を拡充します。

パソコン、家電製品など、個別リサイクル法によるリサイクルルートがあるものや、区が収集しても適正処理が困難なため区が収集しない廃棄物について、適正処理を図るための情報を提供します。

中身の残ったスプレー缶や使い捨てライターが原因の車両火災



## ■施策例

- 対象別の普及啓発（転入者・外国人・単身世帯・高齢者・若年層）
- 紙媒体・ホームページ・携帯電話など既存のツールの活用
- 関係団体と連携した管理人のいない集合住宅への指導強化
- 高齢者・障がい者への戸別収集事業・粗大ごみの運び出し収集事業
- 区で収集しない廃棄物の適正処理の情報提供

## （２）街の美化の推進

防鳥ネットの貸し出し、排出状況のよくない集積所への看板の設置、収集職員による排出指導により、集積所の美化を推進します。排出状況のよくないごみなどについては、警告シールを貼付した上で指導します。

## ■施策例

- 防鳥ネット等の貸し出し
- 集積所への看板の設置や警告
- 排出状況のよくないごみなどに対する警告シールの貼付と指導

## （３）安定的な収集・運搬体制

集積所に排出されたごみ・資源については、規定時間内に遅滞なく収集できる体制を維持します。

ごみ・資源の収集に際しては、収集車からの温室効果ガスが発生することから、走行距離の少ない効率的な収集ができるようなルート設定をするとともに、燃料消費量の少ない車両を選択します。

## ■施策例

- 安定的な収集体制の維持
- 効率的なルート設定
- 低公害車の導入





#### (4) 23区で連携した中間処理・最終処分の実施

収集したごみは、23区が設置した清掃一組で共同処理し、清掃工場からの排ガス等についてはモニタリングし数値を公表しています。焼却灰等については東京都に委託して最終処分します。

清掃工場運営協議会の運営に協力し、地元の意見を反映できるように働きかけます。

##### ■施策例

- 清掃一組による共同処理
- 清掃工場運営協議会の運営への協力
- 東京都への最終処分の委託

大田清掃工場



写真提供 東京二十三区清掃一部事務組合

#### (5) 事業系ごみの適正排出に向けた指導の推進

事業系ごみについては自己処理が原則ですので、区収集を利用している事業所に対して、一般廃棄物処理業者への委託を促すための指導や、集積所への排出基準の見直しを検討します。

引き続き、区収集を利用する事業所に対しては、排出指導を強化するとともに、事業系有料ごみ処理券の貼付が徹底されるような施策を検討します。

一般廃棄物処理業者に対しては、許可更新時等の指導を行います。

## ■施策例

- 一般廃棄物処理業者収集への誘導
- 商店街単位等での委託の推進
- 集積所への排出基準の見直し
- 事業系有料ごみ処理券の貼付の徹底
- 再利用計画書等に基づく排出指導
- 一般廃棄物処理業者への指導

## (6) 有害廃棄物への対応

「水銀に関する水俣条約(※)」の円滑な実施のため「水銀汚染防止法(※)」が成立しました。市区町村は、廃棄された水銀使用製品の適正な回収に必要な措置を講ずるよう努めることが規定されていることから、平成〇年度から水銀を含む蛍光管等の回収を実施しています。

※水銀に関する水俣条約とは、水銀の採掘、製造工程での利用や排出、水銀含有製品が廃棄されるまでを通じて、水銀が人の健康や環境に与えるリスクを低減するための規制を定める条約です。平成 25 年 10 月に熊本県で開催された外交会議で、採択・署名が行われました。

※水銀汚染防止法とは、水銀に関する水俣条約を円滑に実施するために制定された法律です。

### 【コラム】有害物質の搬入による清掃工場への影響

清掃工場に、水銀などの有害物質が搬入されると、排ガスに混じって工場の外に放出されてしまうため、焼却炉を停止し、機器の点検、清掃などを行わなければなりません。

焼却不適物の搬入が原因で清掃工場の焼却炉が停止すると、ごみの収集が遅れるなど、23区のごみ処理に大きな影響を与えかねません。また、焼却炉の停止や再稼働には、多くの時間と費用がかかります。水銀を使用している血圧計や体温計などは、決められた方法で処分してください。

#### 稼働停止状況

## (7) 大規模災害への対応

令和2年3月、「大田区災害廃棄物処理計画」を策定しました。計画をさらに具体化し、地震や風水害等の大規模災害が生じた際にも、発生した廃棄物による生活環境や公衆衛生への影響を最小限にするよう、必要な対策を講じます。

## 3 協働の推進

3R・適正処理を推進するためには、区民や事業者の協力が欠かせません。特に、発生抑制、再使用の取り組みの主体は区民・事業者であり、区は区民・事業者の取り組みを支援する役割があります。区民・事業者に3R・適正処理に関する情報を、さまざまな媒体を通じて提供するとともに、大田区清掃・リサイクル協議会やふれあい指導を通じて、区民・事業者の意向を把握し、清掃事業に反映します。

大人も子どもも区民全体が、環境に配慮したライフスタイルに変えていくよう、区民・事業者を対象とした環境教育・環境学習を拡充します。特に、未来を担う子どもたちが環境問題への関心を高め、行動するよう、児童・生徒を対象とした環境教育を拡充します。

### (1) 環境教育・環境学習の推進

大人も子どもも区民が環境問題について気軽に学べ、さまざまなライフスタイルを持つ区民が、理解度に応じた環境教育を受けられるよう、プログラムを整備します。区で実施するイベントや区内企業と連携した、環境教育・環境学習を検討します。

#### ■ 施策例

- ごみ減量・リサイクル啓発ポスターの選考
- 各種イベントでの普及啓発
- 区民・事業者用啓発冊子の作成
- イベント等での環境教育・環境学習の開催
- 小学校環境教育副読本の作成
- 区内企業との連携の検討

環境学習の様子



## (2) 区民参画・情報交換

区からの一方的な情報提供だけでなく、大田区清掃・リサイクル協議会などを通じて、区民・事業者との情報交換を行い、清掃・リサイクル事業に反映させます。

ホームページを通じた意見聴取に加えて、モバイルやツイッター、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・システム）などによる、新たな情報交換ツールについても引き続き活用し、拡充を検討します。

## (3) ふれあい指導の推進

清掃事務所と区民・事業者との間で、ごみに関連した環境問題やリサイクルについての対話を活発化し、区民・事業者に一層の理解と協力を得ることを目的として、ふれあい指導を推進します。

ふれあい指導



## (4) 関連団体への働きかけ

3Rを推進するためには、事業者の拡大生産者責任に基づく取り組みが不可欠です。区内事業者に対して、店頭回収の実施や過剰包装の抑制を働きかけるとともに、製造事業者等に対しては、国や都を通じて他自治体と共同し、拡大生産者責任に基づく取り組みを働きかけていきます。

### ■ 施策例

- 区内事業者への店頭回収等の要請
- 容器包装リサイクル法の改正等への働きかけ
- 処理が困難な廃棄物の製造事業者への働きかけ

## (5) 区自らの取り組みの強化

区民・事業者にライフスタイルや事業活動の転換を働きかけるために、区は、区自らの取り組みを強化します。

# 第7章 生活排水処理基本計画

## 1 現状

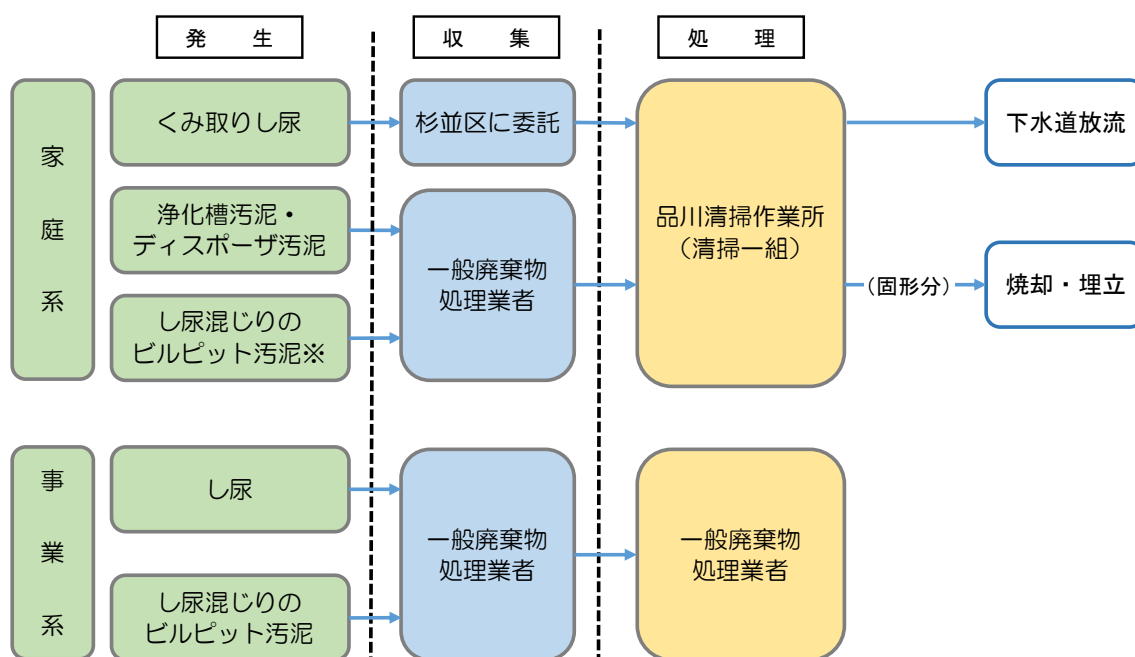
大田区の下水道普及率は、ほぼ 100%となっており、令和2年3月31日現在で、くみ取り戸数が36世帯、浄化槽設置基数が16基と、年々、減少傾向にあります。一方で、ディスポーザ排水処理システム(※)を設置した集合住宅が増加しています。

※ディスポーザとは、キッチンの排水口の下に設置し、生ごみを粉砕して配水管に流す装置です。ディスポーザ排水処理システムとは、生ごみを含む排水を排水処理してから下水道に流すものです。東京23区で使用できるものは、(公社)日本下水道協会による規格適合評価及び製品認証を受けたものに限られます。

一般家庭のくみ取りし尿は、杉並区に収集作業を委託し、清掃一組が管理する品川清掃作業所で処理しています。一般家庭の浄化槽汚泥・ディスポーザ汚泥、し尿混じりのビルピット汚泥は、一般廃棄物処理業者が収集し、品川清掃作業所で処理しています。事業活動に伴って生じたし尿及びし尿混じりのビルピット汚泥は、一般廃棄物処理業者が収集・処理しています。

品川清掃作業所では、固液分離、脱水等の処理を行い、水分は下水排水基準内に希釈して下水道に放流、固形分は焼却して埋め立てています。

図表 7-1 生活排水の処理フロー



※もっぱら居住用の建築物から排出されたもので、区長の承認を受けたものに限る。

## 2 基本方針

- 基本方針1 排出源での水環境への負荷を軽減します。
- 基本方針2 効率的かつ適正に収集・処理します。

## 3 施策

### (1) 水環境への負荷の軽減

- し尿をくみ取りしている一般家庭については、下水道への接続を促進します。
- 浄化槽については、浄化槽が適正に機能するよう、浄化槽管理者に対して定期清掃等の情報を提供し、指導します。

### (2) 効率的かつ適正な収集・処理

- し尿をくみ取りしている一般家庭については、対象戸数の減少にあわせて適切なサービス水準を維持しながら、効率的な収集を進め、清掃一組で処理します。
- 一般家庭の浄化槽汚泥・ディスプレイ汚泥、し尿混じりのビルピット汚泥は、保守点検等の維持管理に関する指導をしながら、一般廃棄物処理業者が収集し、清掃一組で処理します。
- 事業活動に伴って生じたし尿及びし尿混じりのビルピット汚泥は、一般廃棄物処理業者が収集・処理します。

大田区一般廃棄物処理基本計画 中間見直し報告書（素案）

令和3年3月

発行 大田区環境清掃部

〒144-8621 東京都大田区蒲田 5-13-14

電話 03-5744-1625（直通）